

判定士だより



「判定士だより」は、神奈川の判定士に応急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が発行しています。

目次	◆ 特集1 神奈川県建築物震後対策推進協議会20年のあゆみ	・・・ 1
	◆ 特集2 平成24年度応急危険度判定調査参集・模擬訓練	・・・ 5
	◆ Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・ 7
	◆ 協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・ 10
	◆ インフォメーション	・・・ 13



神奈川県建築物震後対策推進協議会 20年のあゆみ

県と県内全市町村で、平成3年8月に発足した協議会は、一昨年の平成23年8月で20周年を迎え、平成5年度から発行している「判定士だより」も今回で、VOL-20となりました。

そこで、協議会発足の経緯やこれまでの活動を改めて「20年のあゆみ」としてまとめました。

協議会の発足

応急危険度判定制度の必要性が注目されたのは、昭和60年のメキシコ地震前後からで、当時の建設省による昭和56年から60年にかけての建設省総合技術開発プロジェクトの中で、「震災構造物の復旧技術の開発」が行われ、応急危険度判定の基礎となる「建築物の震災復旧技術マニュアル」が昭和60年に発行されました。

神奈川県では、地震により被災した建築物の危険性を判定し、震災時における人的二次災害の防止に寄与し、県民生活の安定を資することを目的に、平成元年に県と県内の特定行政庁による「神奈川県建築物震後対策推進協議会」を発足しました。

また、海外でも、平成元年に発生した米国のロマ・ブリータ地震を期に本格的な取り込みが始まったところ です。



その後、全国にさきがけ、県内における「応急危険度判定制度」の本格的な整備に向けて、平成3年8月5日、県と県内全市町村で構成する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」を改めて発足しました。

新たな協議会においては、応急危険度判定を実施する技術者を養成するための講習会の検討を進め、県では、それらの技術者を応急危険度判定士として認定するため「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」を平成4年4月28日に制定し、平成4年から講習会の開催及び判定士の認定を開始しました。

なお、平成7年の阪神・淡路大震災以前に、応急危険度判定士の認定制度が創設されていたのは、神奈川県と静岡県のみでした。

年 表

昭和56	平成元年	平成3年	平成4年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成15年	平成16年	平成19年	平成23年	平成24年
建設省「震災構造物の復旧技術の開発」	建設省「建築物の震災復旧技術マニュアル」発行	県と特定行政庁による「神奈川県建築物震後対策推進協議会」発足	県と全市町村による「神奈川県建築物震後対策推進協議会」再編	「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」制定	「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」制定	「全国被災建築物応急危険度判定協議会」発足	「10都県被災建築物応急危険度判定協議会」発足	「神奈川県被災建築物応急危険度判定要領」制定	「神奈川県被災建築物応急危険度判定推進協議会」発足	「神奈川県被災住宅地危険度判定推進協議会」発足	宮城県北部連続地震	新潟県中越沖地震	東日本大震災	「協議会事業の見直し検討分科会」発足

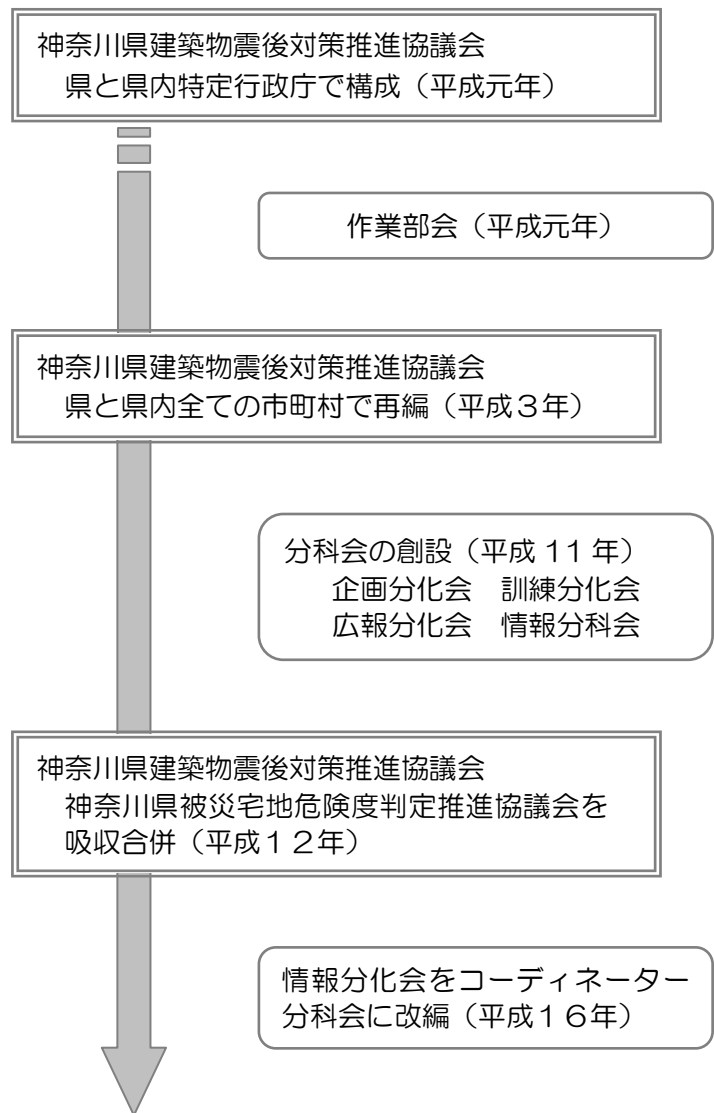
協議会の構成

協議会の発足時には、1つの作業部会で協議会事業に係る様々な検討を行っていましたが、平成11年からは、4つの分科会を設置し、県と全市町村がいずれかの分科会に携わり業務を分担することで、行政職員の意識の向上を図りながら事業を進めてきました。

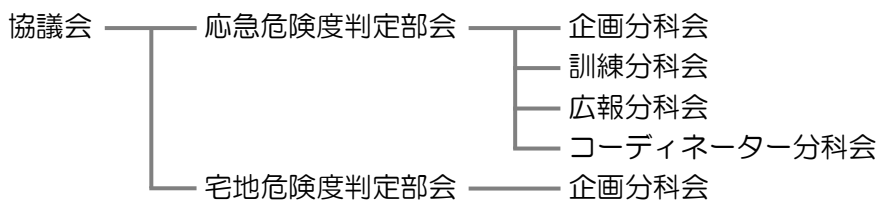
そして、平成12年には、もう一つの危険度判定の制度である宅地危険度判定制度の体制整備を目的に、平成10年に発足していた「神奈川県被災宅地危険度判定推進協議会」を吸収合併し、2つの制度が連携しながら、適切な制度運用を図れるよう組織再編を行いました。

さらに、平成16年には、判定実施本部における判定コーディネーター養成のために実施していたシナリオ演習の充実を目的に、それまでの「情報分科会」を「コーディネーター分科会」に改編し、現在は、5つの分科会において専門的な検討に取り組んでいます。

なお、神奈川県の判定士登録数は、平成24年3月31日時点で、「応急危険度判定士」が11,058人「被災宅地危険度判定士」が2,275人となっており、目標とする登録数を達成、維持しています。



【現在の組織】



ご存知ですか 判定士手帳の1ページから制度等について記載があります。

	応急危険度判定制度	被災宅地危険度判定制度
制度発足の年月日	平成元年4月25日（神奈川県） 平成8年4月5日（全国）	平成9年5月23日（全国） 平成10年5月15日（神奈川県）
判定士目標数	10,000人 （達成年度:平成13年度）	1,000人 （達成年度:平成14年度）
判定士登録数 （平成24年3月31日現在）	11,058人 うち民間 9,736人 行政 1,322人	2,275人 うち民間 376人 行政 1,899人

協議会の活動

(1) 応急危険度判定士の養成

新規判定士の養成を目的として、平成4年から応急危険度判定士養成講習会を実施し、判定士の登録を開始しました。

また、判定士の技術力維持を目的として、平成9年からは、登録更新者対象の講習会も併せて実施してきました。

発足時6,000人を目標としていた判定士数は、「阪神・淡路大震災」の経験を経て、10,000人に目標を修正して養成を進め、平成13年度に目標登録数を達成しています。

(2) 模擬訓練・参集訓練の実施

被災時に円滑かつ迅速に判定作業を進めるためには、日頃から実践的な訓練を行い、判定技術の向上を図っておくことが不可欠です。

そのために協議会では、平成5年から既存建築物を利用した模擬訓練を実施しており、現在までに延べ、1,396人の判定士の皆様にご参加いただきました。

また、模擬訓練による実際の判定演習の訓練とあわせて、電話等による連絡参集訓練も実施し、より実践的な訓練を行っています。

なお、平成9年からは、他県からの広域支援を念頭に置き、近隣都県で組織された10都県協議会等からの行政職員も参加しています。

(3) 判定活動の資機材整備

被災時に判定活動を円滑に行えるよう、協議会では平成8年から五ヵ年計画で判定資機材及び判定調査票、ステッカーを購入し備蓄しています。

備蓄にあたっては、危機管理の面からも、県及び各市町村に分散して備蓄しています。

(4) 判定士を指揮監督するコーディネーターの養成

判定実施本部において判定士を指揮する判定コーディネーターとしてのスキル習得を目的として、県及び市町村職員を対象に、平成11年からシナリオ演習等のより実践的な内容の講習会を実施しています。

(5) 判定士向け情報誌「判定士だより」の発行

応急危険度判定における最新のニュースの提供や判定士の皆様からのご質問等にお答えしながら、コミュニケーションを図っていくことを目的に、平成5年に「判定士だより」を創刊し、現在VOL-20まで、ほぼ毎年1回発行しています。

また、平成12年には、協議会のホームページも開設し、制度の広報に努めています。

(<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/>)



(6) 被災宅地危険度判定士の養成

新規判定士の養成を目的として、平成9年から、被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、判定士の登録を開始しました。

平成14年度には、目標登録数1,000人を達成しています。



(7) 各地の地震に係る判定活動への神奈川県からの支援

○「応急危険度判定士」の支援状況

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日発生） … 171名

宮城県北部連続地震（平成15年7月26日発生） … 3名

新潟県中越地震（平成16年10月23日発生） … 265名

新潟県中越沖地震（平成19年7月16日発生） … 178名

東日本大震災（平成23年3月11日発生） … 8名

延べ 625名

○「被災宅地危険度判定士」の支援状況

新潟県中越地震（平成16年10月23日発生） … 4名

東日本大震災（平成23年3月11日発生） … 165名

延べ 169名



協議会の継続事業

制度の更なる充実を図るために次のような事業を継続して実施します。

- ・ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録
- ・ 判定士を指揮監督する市町村職員コーディネーターの養成
- ・ 参集訓練・模擬訓練
- ・ 判定士の災害補償
- ・ 判定活動に必要な資機材の備蓄と整備
- ・ 判定士だよりの編集発行
- ・ 協議会ホームページの運用
- ・ 10都県協議会等との連携



協議会の今後に向けて



東日本大震災の発生から2年が経過し、被災地の復興が徐々に進むなか、本県でも、「東海地震」や「神奈川県西部地震」の発生の切迫性が指摘されています。

さらに、「首都直下型地震」の発生が懸念されるなど、大規模地震災害に対する備えは喫緊の課題となっております。

協議会では、今年度、事業の見直し検討分科会を設置し、今後の協議会事業のあり方についての検討を進めています。

これからも、発足当時の危機感や緊張感を継続して持ち続け、いざという時に判定士の皆様に適切な判定活動をしていただけるよう、より実効性のある体制整備や技術力維持のための訓練の充実等に努めていきたいと改めて考えています。

応急危険度判定制度は、判定士の皆様のご協力に支えられた制度でありますので、今後ともご協力をお願いします。



平成24年度 応急危険度判定調査参集・模擬訓練

協議会では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

平成24年度は、木造建築物を用いた模擬訓練を、相模原市営仲町第3、第4団地（木造平屋）で実施し、民間判定士19名、行政職員判定士33名が参加したこの訓練の様子を紹介します。

判定調査参集・模擬訓練

(1) 判定士の支援要請伝達訓練

平成24年11月5日に、相模原市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体を通じて、参加する判定士に参集場所、時間等を連絡し、応援の要請を行いました。



供試体(建物①)



供試体(建物②)

(2) 判定士の参集

応援要請を受け、訓練に参加する判定士は、翌日の11月6日に津久井中央公民館に参集しました。



(3) 判定士の参集

受付で、判定士の皆さんの健康状態を確認し、判定手帳と腕章を携帯しているかを確認し、受付簿に登録しました。



(4) 判定作業事前説明

コーディネーターにより、調査方法や判定作業の注意事項について説明がありました。



(5) 調査機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、2人1組で、判定会場へ徒歩で向かいました。



(6) 判定作業

模擬訓練では、相模原市営仲町第3、第4団地(木造平屋)の2棟を供試体として判定作業を行いました。判定作業の流れを実際の木造建築物の応急危険度判定作業の手順に沿って説明します。

① 建物概要の把握
(用途、構造、階数、建物寸法などを確認)

💡 地図上の位置は、2人でしっかり確認しましょう。



② 落下危険物の調査・転倒危険物の調査

💡 安全作業のため詳細調査の前に確認しましょう。



③ 隣接建物、周囲地盤状況の把握

💡 周囲の状況把握は、安全な判定作業をする上でも重要です。




④ 構造躯体の不同沈下の確認

💡 基礎の状況、床や屋根の落ち込み等により不同沈下の有無を調査します。




⑤ 建築物の1階の傾斜、壁の被害等の確認

 下げ振りを使い建物の傾斜状況を調査します。



⑥ 調査結果のまとめ、コメントの記入
⑦ 判定標識の貼付

 コメントは調査表と同じものを記入しましょう



(7) 調査機材の返却、報告

調査機材の返却、判定結果の報告をします。



(8) 判定例の参考説明

コーディネーターが調査表の各項目と総合判定の説明、判定結果に対するコメントが行われました。



(9) 終了、解散

約二時間半の模擬訓練が終了。判定士の皆さん大変お疲れ様でした。

判定結果の集計

◆ 判定結果集計表 (平成24年11月6日 判定士-26組)

建築物名称	建 物 ①			建 物 ②		
想定判定結果	危険 (赤)			要注意 (黄)		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> 落下・転倒危険物の有無 基礎の被害 建築物の傾斜 			<ul style="list-style-type: none"> 落下・転倒危険物の有無 基礎の被害 腐食・蟻害の有無 		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済	要注意	危険	調査済	要注意	危険
	0 組	5 組	21 組	5 組	21 組	0 組
判定士が貼付した判定標識の主なコメント(要約)	<ul style="list-style-type: none"> 基礎の被害と腐食が著しく危険 落下物 (瓦、煙突) に注意 建物が傾斜している 			<ul style="list-style-type: none"> 柱脚部に腐食があり、余震で傾斜する恐れあり 樋の落下の危険あり 外装材の部分的なひび割れあり 		

訓練参加者の感想等

- 同じ物件でも調査員が変われば判定にも差が生じてしまい、それにより居住者の不安やクレームなどが発生してしまうのではないかと感じました。
- 時間の制約の中で、適切な判断を素早くやることは比較的難しいと感じた。
- 判定を実際に行う中で得られる知識が多かったので、良い経験になった。
- 窓ガラスの落下についてどの程度重要視するのか迷った。



総 評

- 建物①では、窓ガラスの落下や基礎の被害についての評価が分かれませんでした。
- 建物②では、基礎の被害についての評価が分かれませんでした。
- 建物①及び②は共に、建物全体の老朽化が目立つため、外装材の評価が分かれましたが、概ね想定通りの結果となりました。



講習会での質問等に対する回答

平成24年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。

(<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/soudan.htm>)

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳(緑表紙)を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中()内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

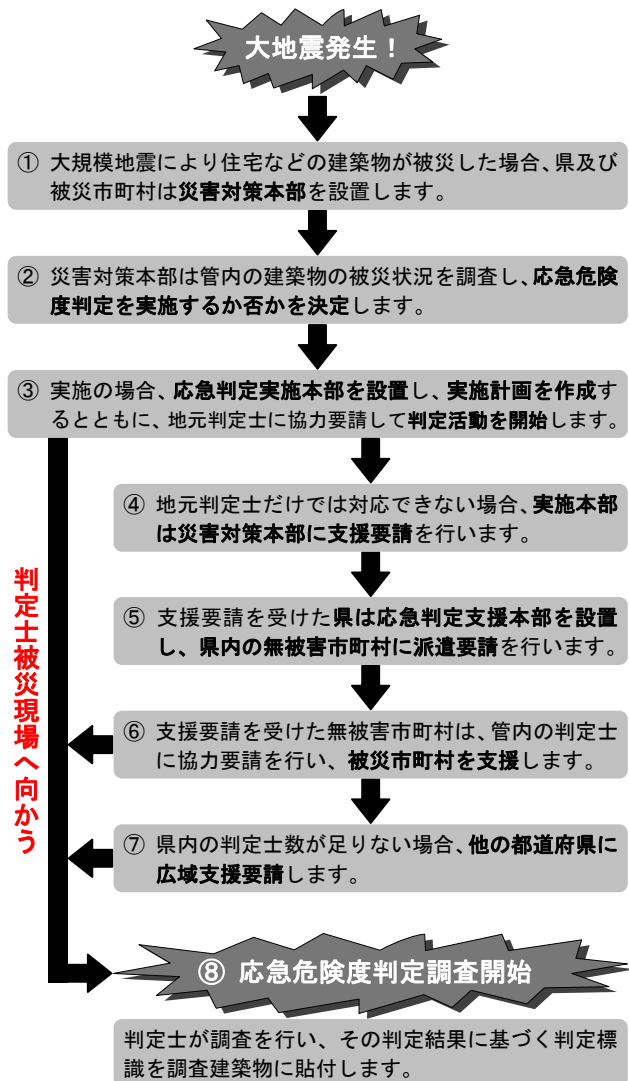


制度編 (講習会、訓練、補償等)

Q-1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A-1 「応急危険度判定」は地震発生の1~2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの中に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

◇ 判定の流れ



Q-2 応急危険度判定実施実績の実数はどこに記載されているのか。

A-2 「神奈川県建築物震後対策推進協議会」のホームページに記載されていますので参考にしてください。

URL <http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/>
トップページの「応急危険度判定→過去の応急危険度」をクリックしていただくと、これまでに発生した地震ごとに判定実績の記載があります。

Q-3 更新は自動更新のようですが、講習会の受講の義務があるのか。

A-3 原則として登録時の受講のみですが、判定技術の維持・向上のために、更新時に積極的な受講をお願いします。

Q-4 講習内容のインターネット配信について、講習を再確認するためにインターネットで再生することはできないか。また、質問もできるようにならないか。

A-4 今後、ホームページに講習会資料等を掲載するよう検討していきます。

Q-5 判定士には年齢制限はないのか。

A-5 年齢制限はありませんが、健康上等の理由で辞退したい場合は辞退届を提出してください。手帳P97を参照してください。

Q-6 県内外に引越した場合に手続はどうしたらよいのか。

A-6 県内に転居する場合は、居住地のある市町村の支部に登録を移す必要があります。変更届に変更事項を記入し、提出してください。
居住地や勤務先が共に県外となる場合は、転居地の都道府県に対して事務手続が必要となります。各都道府県の担当課をお知らせしますので、当協議会事務局までお問い合わせください。なお、判定士の認定要件が各都道府県により異なることがありますのでご了承ください。



<p>Q-1 無被害市町村に対し判定士の派遣を要請する場合に、どのタイミングで判定士に連絡があるのか。</p>	<p>Q-6 ガスや電気等の被害については、調査の対象となるのか。</p>
<p>A-1 被災市町村の災害対策本部が応急危険度判定の実施を決定した後に、県災害対策本部を通じて、無被害市町村へ判定士の参集を行います。</p>	<p>A-6 ガス漏れや電線の断線による危険についての確認は必要ですが、判定ランクの判断に加味することはありません。 しかし、それらの危険がある場合は、建築物の所有者に対して注意を促す必要があるため、判定調査票及び判定標識の備考欄に記入をお願いします。</p>
<p>Q-2 判定活動協力要請の連絡について、電話によるリレー方式で構成されているが、電話が不通となることは十分にあり得る。 携帯電話のメールによる連絡を主としたほうが良いのではないか。</p>	<p>Q-7 補修、改善後の再判定の依頼を受けた場合はどのような認識でいけばいいのか。</p>
<p>A-2 無被害市町村は、判定士に対して予め定められた電話連絡網を使用し、判定活動の協力を要請することとなります。 今後は、判定士が自主的に判定活動を行えるような仕組みを検討していく必要があるのと同時に、連絡方法の多様化を図るため、メールやインターネットを利用した判定士の要請方法など体制の整備を進めていきたいと考えています。</p>	<p>A-7 「危険」若しくは「要注意」と判定した建築物は、注意事項及び落下物等が解消されれば危険等でなくなることを説明しています。 応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止のためのものです。そのため、補修後の再判定は基本的に実施いたしませんので、再判定の依頼を受けた場合は、市町村災害対策本部（判定主務課）の連絡先等を伝え、速やかにその場を離れ次の調査を続けてください。 なお、再判定については市町村災害対策本部コーディネーターが、判定士により判定された「危険」建築物について再度現地調査を行い、「危険」建築物のうち明らかに立ち入り禁止とすべき建築物、近隣や道路に被害を及ぼす建築物については市町村災害対策本部として「立ち入り禁止」の措置をとることとなります。</p>
<p>Q-3 判定時、手帳を見ながらの調査でいいのか。</p>	<p>Q-8 判定結果の責任は本部が負うとあるが、判定のジャッジに迷うようなケースはどうすれば良いか。</p>
<p>A-3 判定士手帳を必ず携帯し、必要に応じて判定手帳を見ながら調査を行ってください。</p>	<p>A-8 判定の際のポイントは、お配りした「応急危険度判定手帳」に記載してありますので、判定活動中は常時携帯し、迷うようなケースがあれば参考にしてください。 また、判定活動は2人1組になって行いますので、両名でご相談の上判定していただければ判定内容が平準化すると思われます。 なお、協議会では実際の建築物を利用した模擬訓練を毎年実施していますので、経験を積むためにもご参加下さい。</p>
<p>Q-4 調査時、本部で準備して頂けるものを知りたい。</p>	<p>Q-9 『罹災（りさい）証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらいいのか。</p>
<p>A-4 市町村災害対策本部で用意するもの ・判定調査表 ・判定標識（ステッカー） ・判定街区マップ ・ヘルメット用シール ・ガムテープ ・移動車両、宿泊場所 等 協議会では、有事に備え判定資機材（ヘルメット・ナップサック・下げ振り・クラックスケール・画板・コンベックス）の備蓄を行っていますが、数に限りがあります。 また、他県では機材等が備蓄されていない場合もありますので、手帳 P24 を参考に、持参できるものがあれば用意してください。</p>	<p>A-9 「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹災証明』とはまったく関係ありません。」と回答してください。</p>
<p>Q-5 建築主から調査を拒否されたり、「危険」の判定標識を貼ることを断られた場合の対応はどうすればよいか。</p>	
<p>A-5 調査の拒否、又は居住者等ともめた場合はできる範囲で外部調査を行い、コメント欄余白にその旨を付記し、判定標識（判定ステッカー）の貼付を行う必要はありません。（判定標識を剥がされた場合も同様。） 敷地内及び建物内部の調査を拒否された場合も、同様となります。</p>	

<p>Q-10 調査1で「一見して危険」と判定された場合は、構造に関係なく調査を終了していいのか。また、調査2、3は構造ごとにBランクあるいはCランクに判定された数により、「危険」若しくは「要注意」となりますが、その場合も危険となった時点で終了していいのか。</p>	<p>Q-13 判定件数は1日あたり15件程度となっているが、災害時、足元が不安定な中での調査では1日の処理件数に限りがあると思う。</p>
<p>A-10 調査1は、構造に関係なく、建築物の倒壊、落下物の危険性がある場合、「一見して危険」と判定しその時点で調査を終了してください。これは、判定士の方の安全を第一に考えているためです。また、判定士が危険な建物に近づいて調査を実施した際に、怪我などを防ぐために調査を終了としています。</p> <p>一方、調査2、3については、構造によってB、Cランクの判定数から最後に「危険」または「要注意」と判定されます。調査2、3は、喫緊の危険性が少なく、最後の調査項目まで、安全な場所で外観調査を行い、確認できる範囲の被害状況を判定調査表に記載してください。</p> <p>また、内観調査の実施については、外観調査の結果Aランクとなったものについては、原則行います。Bランクの場合は、必要に応じて行います。Cランクの場合は、内観調査を行う必要はありません。内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入します。</p> <p>なお、調査件数が多い場合などで、市町村災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従ってください。</p>	<p>A-13 調査はできるだけ短時間で的確かつ効率よく行うこととしますが、地震の規模により市町村の被災状況は異なります。また、ご指摘のとおり、1日での処理件数、1件当たりにより要する時間もまちまちというのが現状となっております。</p> <p>当協議会においては、判定時間を、木造で15分、その他で30分くらいを一応の目安としています。</p> <p>また、市町村災害対策本部のコーディネーターが調査街区への移動手段、被災の状況（交通網、建物の状況の情報等）、地元判定士の人数等、土地勘の有無等から総合的にチーム編成や判定実施計画を決めて実施することになります。被災地での不安定な状況での作業となりますので、市町村災害対策本部の指示に従い、無理のない範囲で御協力ください。</p>
<p>Q-11 調査方法2.隣接建物について、隣地建物が倒れてきても当建物との距離が十分あるので建物への影響がない場合もCランクの「危険あり」になるのか。</p> <p>その場合、当建物の調査は続けるのか。</p>	<p>Q-14 アスベストが社会問題となっているが、判定活動時の対応はどうすべきか。</p>
<p>A-11 隣接する建物が傾いていて、敷地に倒れこむ危険があり、被害を受けそうだが危険性の程度が不明確な場合は、Bランクと判定し、無理のない範囲で調査を続けてください。</p> <p>十分に距離が離れていて、影響がない場合はAランクとし、同様に無理のない範囲で調査を続けてください。</p>	<p>A-14 昭和63年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われて以来、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われませんが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。</p> <p>破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。</p> <p>また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いします。</p>
<p>Q-12 エキスパン・ジョイントの建物の片方だけが危険で他方が調査済対象の時の判断はどうするのか。</p>	<p>Q-15 判定時に危険なものがある場合、それを取り除いてよいのか。</p>
<p>A-12 判定調査はそれぞれの建築物で実施します。</p> <p>しかし、同一敷地内の隣接建築物となる場合は、調査2の①の「隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険」の調査から、他方の建築物の影響を十分に考慮して判定します。</p>	<p>A-15 判定士の方の安全が第一ですので、危険箇所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。</p>
	<p>Q-16 要注意のケースで居住者から生活して良いか否か聞かれた場合の対応は。</p>
	<p>A-16 手帳P23～P25（P27、P28）を参照し、判定士として、また、建築専門家として知識、経験をもとに適切に回答してください。</p>



県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成24年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

相模原市



実施日：平成24年8月31日、9月2日
場所：相模原市淵野辺公園
参加者：判定士会相模原支部 8月31日33名、9月2日15名



訓練内容：判定士会相模原支部に所属する民間判定士を対象に、31日には伝達訓練、2日には参集及び模擬建築物の応急危険度判定訓練を行いました。

茅ヶ崎市



実施日：平成24年8月26日(日)
場所：文教大学湘南キャンパス
参加者：約1,000名、市職員応急危険度判定士：4名



訓練内容：市職員応急危険度判定士が、避難所となりうる校舎を被災建物と想定し、応急危険度判定訓練を行いました。あわせて、建物管理者に対して、応急危険度判定について説明をしました。

厚木市



実施日：平成24年9月2日(日)
場所：厚木中央公園、厚木市役所本庁舎、ぼうさいの丘公園他
参加者：市民：約1万5千人、市職員応急危険度判定士：23名



訓練内容：市庁舎2棟の災害本部として開設の可否について市職員の応急危険度判定士が調査、判定を行い、あわせて判定結果の解説を行いました。また、本年度版の応急危険度判定行動マニュアルを配布し、被災時の各担当の判定建築物についての確認を行いました。

海老名市



実施日:平成24年10月13日(土)午前10時~12時
参集場所:豊受神社境内(海老名市杉久保北2)
参加者:海老名市応急危険度判定士会会員



訓練内容:海老名市応急危険度判定士会会員(137名)を対象に参集訓練を行い、解体予定の消防分団器具置場(鉄骨造・2階建)を被災した建物と仮定して、模擬判定訓練を実施しました。

大磯町



実施日:平成24年8月19日(日)午前8時~12時
場所:大磯小学校校舎(4棟)、大磯小学校体育館
参加者:本部2名、統括1名、判定員4名

他1回開催



訓練内容:大磯町防災訓練の中で、建物を避難所として使用できるかの可否を判断するため、町職員判定士による応急危険度判定を実施しました。また、応急危険度判定実施本部及び町災害対策本部との連絡訓練を行いました。

開成町



実施日:平成24年9月2日(日)
場所:開成幼稚園及び南部コミュニティーセンター
参加者:町職員応急危険度判定士、町民



町職員応急危険度判定士が、幼稚園を広域避難所として開設するために応急危険度判定を行いました。その後、広域避難所へ避難してきた住民に対して、応急危険度判定制度等について、周知啓発を行いました。

コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を早急に把握し、様々な応急対策を迅速かつ確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に進めるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方々のサポートをいたします。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

平成24年度は、南関東地震を想定地震とし、開催会場である鎌倉市及び秦野市を被災想定都市として、具体的なシナリオ演習を下記のとおり計3回実施しました。



- ① 平成24年10月16日（火）： 鎌倉市役所第3分庁舎講堂 （54名参加）
- ② 平成24年11月13日（火）： 鎌倉市役所第3分庁舎講堂 （45名参加）
- ③ 平成25年 1月18日（金）： 秦野市健康福祉センター （30名参加）

応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。平成24年度は、新規受講者240名、更新者・聴講者501名、合計741名の方が受講いたしました。

平成25年度の講習会の開催につきましては、下記のとおり予定しています。

平成25年度の講習会予定

開催日	開催地	講習会会場
① 平成25年 7月17日（水）	横浜(1)	横浜市技能文化会館
② 平成25年 9月18日（水）	横浜(2)	横浜市技能文化会館
③ 平成25年10月25日（金）	川崎	川崎市役所第4庁舎
④ 平成25年12月12日（木）	秦野	秦野市保健福祉センター
⑤ 平成26年 1月15日（水）	横浜(3)	横浜市技能文化会館

更新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

認定の有効期限が近づいた判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

そのため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である(財)神奈川県建築安全協会（TEL 045-212-4511）にご連絡をお願いします。なお、応急危険度判定士認定申請事項変更届は協議会のホームページから[ダウンロード](#)できます。

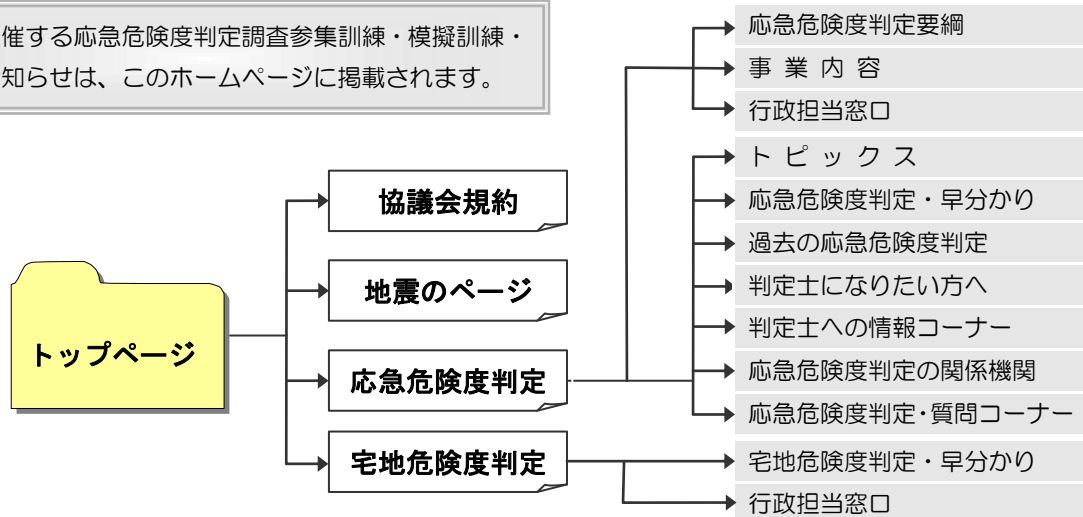
協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する情報の公開と「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々とのコミュニケーションを目的にホームページ（HP）を開設しています。

また、「宅地危険度判定」制度についても紹介しています。

■HPの構成

協議会で主催する応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練・講習会のお知らせは、このホームページに掲載されます。



Eメールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。

判定士の方に直接情報提供を行っていくとともに、災害時の協力要請の一つの手段として活用していく予定です。登録の方法については、[ホームページ](#)をご覧ください。

居住地・勤務先等に変更が生じた場合のお願い

神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、神奈川県内在住または在勤という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。居住地・勤務地等に変更が生じた場合には、次のとおり手続きをしていただきますよう、お願いします。

■ 転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますので、「変更届」の提出をお願いします。

■ 県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続が必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。

なお、都道府県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

判定士だより

VOL-20 2013

- ◆発行日：平成25年3月29日
- ◆発行：
 - 神奈川県建築物震後対策推進協議会
 - (事務局) 神奈川県県土整備局
 - 建築住宅部建築安全課
 - 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
 - TEL 045-210-1111 (内線6257, 6258)
- ◆作成・編集：
 - 神奈川県建築物震後対策推進協議会
 - 応急危険度判定部会 広報分科会

編集後記

東日本大震災において、改めて地震の恐ろしさと耐震・震後対策の重要性を感じました。大規模地震時に、判定士には建築物の倒壊等による二次災害を防止するための役割を担って頂くこととなりますので、協議会では判定活動が円滑かつ迅速に実施できる体制整備を引続き行っていきます。震災時には判定士の皆様の知識や技能が必要となりますので、講習会や模擬訓練等で能力の向上に努め、判定活動に備えていただきたいと思います。

今後とも一層のご協力をお願いいたします。

(広報分科会主査市：平塚市)